

普通預金

令和3年3月22日現在

商 品 名	• 普通預金
販 売 対 象	• 法人、個人
期 間	• 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	• 随時預入 • 1円以上 • 1円単位
払 戻 方 法	• 随時払戻しできます。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	• 変動金利 • 毎日の店頭表示の利率を適用します。 • 年2回（2月、8月）の当庫所定の日に元金に組み入れます。 • 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税 金	• 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日か令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 • 法人は総合課税となります。
手 数 料	• キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、 キャッシュカード規定 に定める手数料が必要となる場合があります。 （詳しくは「 諸手数料一覧 」をご覧ください。）
付 加 可 能 特 約 事 項	• 個人の方は「総合口座」の取扱いができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の利回りに0.7%を上乗せした利率） • 個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
貸 越 利 息	• 総合口座で貸越利息が発生していた場合は、年2回（2月、8月）の当庫所定の日にお支払いいただきます。

金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 別表（※）のとおり受付けております。 ※ 別表「苦情・紛争等の受付窓口」
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金等の自動受取ができます。 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。